

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年6月29日（令和2年（行個）諮問第109号）

答申日：令和4年12月28日（令和4年度（行個）答申第5165号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署長が平成30年特定月日付けで行った休業補償給付の不支給決定処分をした際の実地調査復命書とその添付書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年10月31日付け大個開第1-395号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（審査請求人から意見書が提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されていることから、その内容は記載しない。）。

(1) 原処分における不開示部分のうち、以下の部分の開示を求める。

ア 文書1のうち「2-1 出現した心身の症状等に関する事項」，
「3 業務による心理的負荷の有無およびその内容」，「4-2 個
体側要因の有無及び内容」，「5-1 主治医・産業医等の意見」及
び「5-2 専門部会の意見」

イ 文書6，文書7及び文書10ないし文書12（文書12については、
24頁ないし35頁に限る。）

(2) 理由

ア 法5条1号ただし書ハは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報の

うち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示請求者に対して開示しなければならない旨規定している。

審査請求人の特定疾病の発症等に関する地方公務員（特定市職員）の行動に関する情報は、その職務の遂行に係る情報であるから、そのうち当該職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示しなければならない。

イ 原処分における不開示部分のうち、法14条7号柱書きに該当するとされた部分について。

(ア) 審査請求人の「特定疾病の業務起因性」を巡る出来事のひとつに、審査請求人が勤務していた法人が、「賃金の計算期間」の規定欠落（略）等の労働基準法に違反する内容を含む当時の「給与規程」を変更し、同法に抵触しない規程を作成したところ、同法人に補助金を拠出していた特定市は、当時の違法な規程を是正することを認めず、高圧的に「準拠すべきは地方公務員法であり、相談するのは特定市であり、専門家への相談は無駄で無意味である」と主張して、当時の給与規程のままとした。

(イ) これに関して、特定労働基準監督署長は、審査請求人の労災保険休業補償給付を不支給決定した意見書において、「補助金を支出している特定市としては妥当な意見を述べたにすぎない」とし、「特定市の関係者から高圧的な言動等があったことは確認されない」旨記している。いわば労働基準監督署長自らが、労働基準法違反の給与規程であっても構わない旨を表明しているに等しい。

(ウ) 労働基準監督機関を標榜しながら、実態は、労働基準法違反を強要する特定市を擁護し、労災給付行政面では、業務上の事由による労働者の疾病等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行う労災保険の目的から逸脱したと言わざるを得ない。原処分における不開示理由は、社会的に許されるものではなく、不開示部分は開示されなければならない。

(別紙) 経過説明書（代理人作成）（略）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書（不開示情報該当性について、法14条2号に該当する部分を追加するものであり、別表において下線部で示す。）によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和元年9月5日付け（同月13日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年3月24日付け（同年4月2日受付。下

線部は当審査会で誤記を訂正) で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、審査請求人が開示を求める部分については、原処分において不開示とされた部分の一部を、法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示することとし、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「特定労働基準監督署長が平成30年特定月日付けで行った休業補償給付の不支給決定処分をした際の実地調査復命書とその添付書類」である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書1の②、6の①、7の①、10の①及び11の①の不開示部分は、審査請求人以外の姓、氏名、印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1の①、6の④、10の③及び11の③の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性

(ア) 文書6の②及び7の②の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、文書1の③、6の③、7の③、10の②、11の②及び12の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報

が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1の③、6の③、7の③、10の②、11の②及び12の不開示部分は、事業場が一般に公にしていなかった内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書1の①、6の④、10の③及び11の③の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1の③、6の③、7の③、10の②、11の②及び12の不開示部分は、事業場の業務内容等に関する情報である。これらの聴取内容等が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イ(ア)で既に述べたところである。

さらに、当該不開示部分に係る情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、

労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、当該情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち、審査請求人が開示を求める部分については、その一部を法14条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示することとし、その余の部分については、不開示を維持することが妥当であると考え

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| ① | 令和2年6月29日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月16日 | 審議 |
| ④ | 同年10月28日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 令和4年1月19日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年9月8日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑦ | 同月21日 | 審議 |
| ⑧ | 同年11月29日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑨ | 同年12月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報及び本件審査請求について

- (1) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分のうち上記第2の2(1)に掲げる部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

- (2) 審査請求書によると、審査請求人が本件審査請求に係る処分があったことを知った年月日は令和元年11月10日であるところ、本件審査請

求は令和2年3月24日付け（同年4月2日受付）で行われており、この間3か月以上経過しているが、審査請求書別紙の経過説明書により、審査請求期間後に審査請求を行うことについての正当な理由の主張がなされ、諮問庁はそれを踏まえて、本件審査請求を受け付けたものと解されることから、当審査会においてもその判断を踏まえることとする。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1（1）ないし（3）、通番13及び通番16

当該部分は、精神障害の業務起因性判断のための調査復命書（以下「調査復命書」という。）に記載された調査結果及び認定事実並びに精神障害専門部会の意見書に記載された意見の一部等の引用部分及び聴取書に記載された審査請求人以外の関係者からの聴取内容等の一部である。

当該部分のうち、通番1（1）、通番13及び通番16は、特定事業場の事務局長の公募及びそれに伴う審査請求人の処遇等が客観的に記載されており、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、特定の個人を識別することができるとは認められず、これを開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報とも認められない。

さらに、当該部分のうち、通番1（2）は、「認定事実」欄に記載された審査請求人以外の関係者についての客観的な事実、通番1（3）は、審査請求人の主治医を示したアルファベットが記載されている。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分で既に開示されている情報から審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2

当該部分は、調査復命書の「認定事実」欄に記載された審査請求人以外の関係者の特定個人の職氏名等である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分で既に開示されている情報から

審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番3

当該部分は、調査復命書に記載された主治医の意見の裏付けとなる資料等の名称であり、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番4(1)

当該部分は、使用者報告書及び添付資料等に記載された審査請求人以外の関係者の職氏名等である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、特定事業場の職員であった審査請求人の職位を踏まえると、同人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

オ 通番4(2)

当該部分は、特定事業場の時間外労働・休日労働に関する協定兼特定労働基準監督署長宛て届出書及び定年退職後の再雇用制度対象者の基準に関する労使協定（以下「36協定等」という。）に記載された労働者代表の職名、自署及び印影である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、36協定等については、労働基準法106条1項により当該事業場の労働者に周知しなければならないとされている。このため、当該部分は、特定事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

カ 通番4(3)

当該部分は、審査請求人の勤務する特定事業場で使用した同人のタイムカードに押印された確認者の印影及びタイムカードに記載された用務先等の備忘録に含まれる特定個人の職氏名等である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

キ 通番5

当該部分は、使用者報告書、36協定等及び審査請求人と特定事業場との雇用契約書に押印された特定事業場の事業主の印影である。

当該部分のうち、審査請求人と特定事業場との雇用契約書に押印された印影は審査請求人が当然に知り得る情報であり、36協定等に押印された印影は、上記オと同様の理由により審査請求人が知り得る情報であると認められる。また、使用者報告書に押印された印影は、36協定等の印影と同一であると認められる。

これらの部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ク 通番6（1）

当該部分は、使用者報告書に記載された労働者数及び職場における人的相関図並びに特定事業場での出来事等、使用者報告書の添付文書及び特定労働基準監督署から特定事業場に対して発出した提出依頼文書等に記載された提出資料名の一覧等、特定事業場の組織構成及び組織員等、審査請求人の勤務する特定事業場で使用した同人のタイムカードに記載された用務先等の備忘録、使用者報告書の添付資料及び当該資料の一部に記載された標題及び表頭等である。

当該部分は、特定事業場の職員であった審査請求人の職位を踏まえると、同人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ケ 通番6(2)

当該部分は、36協定等に記載された時間外労働をさせる必要のある具体的理由及び業務の種類並びに労働者数等である。

当該部分は、上記オと同様の理由により審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

コ 通番8(1)

当該部分は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した特定宅配会社のメール便の利用承認簿であり、審査請求人以外の特定個人の印影が押印されている。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、特定事業場の職員であった審査請求人の職位を踏まえると、同人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

サ 通番8(2)

当該部分は、特定事業場が開催した理事会及び評議員会等の議事録であり、当該議事録に記載された特定事業場の理事長等の氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるが、特定事業場の職員であった審査請求人の職位を踏まえると、同人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

シ 通番9

当該部分は、特定事業場が開催した理事会及び評議員会等の議事録

に押印された事業主の印影であり、36協定等の印影と同一であると認められる。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ス 通番10(1)

当該部分は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した送付状に記載された資料名であり、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

セ 通番10(2)

当該部分は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した特定宅配会社のメール便の利用承認簿であり、特定事業場の職員であった審査請求人の職位を踏まえると、同人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ソ 通番10(3)

当該部分は、特定事業場が開催した理事会及び評議員会等の議事録の表紙であり、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き

のいずれにも該当せず、開示すべきである。

タ 通番10(4)及び(5)

当該部分は、特定事業場が開催した理事会及び評議員会等の議事録であり、特定事業場の事務局長の選任に係る人事等についての議論や出席者の主観など機微な内容が記載されている。

当該部分のうち通番10(5)は、原処分で開示されている情報と照らし合わせると、当該議事録が作成された理事会及び評議員会等への審査請求人の出席が確認でき、又は審査請求人の氏名で当該議事録を作成した旨の添え書き等が記載されている。このため、審査請求人が当該理事会及び評議員会等の議事内容を知り得るもの、又は推認できるものと認められる。

また、通番10(4)については、当審査会において関係資料を見分する限り、当該議事録が作成された理事会及び評議員会等への審査請求人の出席の有無は明らかでないものの、これらの議事録に記載された標題、項目の見出し及び議案は、当審査会事務局職員をして特定事業場のウェブサイトを確認させたところ、同等の情報が公表されていることが確認され、当該部分は審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

チ 通番12(1)及び(2)

通番12(1)は、特定事業場を宛先とした文書であり、特定事業場の職員であった審査請求人の職位を踏まえると、同人が知り得る情報であると認められる。

通番12(2)は、審査請求人が特定事業場へ提出した文書である。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き

のいずれにも該当せず、開示すべきである。

ツ 通番 1 4

当該部分は、審査請求人以外の関係者からの聴取書に記載された聴取場所である。

当該部分は、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において、同種の文書で開示されている情報から推認できる内容であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

テ 通番 1 7

当該部分は、審査請求人の主治医の医療機関から特定労働基準監督署に提出された審査請求人の診療録及び問診票等であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法 1 4 条 2 号該当性

通番 2、通番 4、通番 8、通番 1 1 及び通番 1 4 は、調査復命書に記載された審査請求人以外の関係者の職氏名、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した送付状及び使用者報告書の添付文書等に記載された氏名、使用者報告書の添付資料に記載された氏名等、審査請求人の健康診断個人票に押印された医師の印影、審査請求人に係る健康保険傷病手当金支給申請書に記載された主治医の自署及び印影、電話聴取書に記載された聴取対象者及び電話番号、聴取書に記載された被聴取者の住所、職業、氏名、生年月日及び自署並びに印影及び被聴取者が特定労働基準監督署に提出した資料等に記載された氏名等である。

当該部分は、いずれも法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が

知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

(ア) 通番1①a, 通番7, 通番13及び通番16③a

当該部分は、調査復命書に記載された審査請求人以外の関係者からの聴取内容及び精神障害専門部会の意見書に記載された意見の一部等の引用部分及び聴取書等に記載された審査請求人以外の関係者からの聴取内容等である。

このため、当該部分は、これを開示すると、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。加えて、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側、審査請求人以外の関係者側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、開示することにより、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番1①b及び通番16③b

通番1①bは、調査復命書に記載された審査請求人以外の関係者の一定範囲の者及び審査請求人が特定労働基準監督署に申述した事案の当事者を示したアルファベットである。また、通番16③bは、審査請求人以外の関係者が特定労働基準監督署に提出した資料の一部に記載された氏名等である。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性

(ア) 通番6

当該部分は、使用者報告書及び添付資料の一部である。

当該部分のうち、使用者報告書には、特定事業場としての意見、使用者報告書の添付資料の一部には、審査請求人以外の関係者の業

務上の主観等が記載されている。

したがって、これらの部分は、上記イ（ア）と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分のうち、使用者報告書の添付資料の一部には、特定事業場の業務内容等に関する情報が記載されており、これらは一般に公にしていらない特定事業場の内部管理情報であると認められる。

これらの部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番10③a及びb

通番10③aは、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した送付状に記載された特定労働基準監督署からの質問に対する特定事業場の回答である。

したがって、当該部分は、上記イ（ア）と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

通番10③bは、上記（1）タにおいて述べたとおり、特定事業場が開催した理事会及び評議員会等の議事録に、特定事業場の事務局長の選任に係る人事等についての議論や出席者の主観など機微な内容が記載されているものと認められる。

したがって、当該部分は、上記（ア）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番12及び通番15

当該部分は、審査請求人以外の関係者が、上記イ（ア）の聴取内容等の補足として、特定労働基準監督署に提出した資料である。

したがって、当該部分は、上記イ（ア）と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定に

については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号及び文書名		2 審査請求人が開示を求める部分のうち諮問庁がなお不開示を維持すべきとしている部分		3 2欄のうち開示すべき部分	
		該当箇所	法14条各号該当性 通番		
文書 1	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	① a 5頁, 7頁, 8頁, 10頁ないし18頁, 21頁ないし39頁, 41頁「認定事実」欄2行目及び3行目, 42頁, 43頁「認定事実」欄2行目及び3行目, 44頁ないし46頁, 48頁及び54頁ないし60頁不開示部分 ① b 48頁及び54頁ないし60頁不開示部分 (aを除く。)	2号, 7号 柱書き	1	(1) 23頁「調査結果」欄19行目ないし21行目6文字目, 26行目ないし27行目6文字目, 24頁「調査結果」欄11行目ないし12行目9文字目, 24行目ないし25行目1文字目, 40行目ないし41行目8文字目, 25頁「調査結果」欄5行目ないし6行目6文字目, 11行目ないし13行目15文字目, 18行目ないし19行目4文字目, 33行目ないし35行目6文字目, 39行目ないし40行目14文字目, 26頁「調査結果」欄7行目ないし9行目11文字目, 32行目8文字目ないし34行目7文字目, 28頁「調査結果」欄16行目ないし17行目2文字目, 29頁「調査結果」欄3行目18文字目ないし4行目17文字目, 9行目3文字目ないし14文字目, 11行目ないし14行目4文字目, 24行目ないし25行目16文字目, 38行目ないし39行目6文字目, 41行目16文字目ないし42行目11文字目, 44行目17文字目ないし45行目11文字目, 30頁「調査結果」欄1行目ないし2行目7文字目, 5行目13文字目ないし6行目4文字目, 10行目ないし11文字目5文字目, 12行目5文字目ないし13行目7文字目, 48行目ないし49

					<p>行目2文字目, 32頁「調査結果」欄2行目ないし4行目18文字目, 34頁「調査結果」欄47行目ないし49行目, 35頁「調査結果」欄22行目ないし23行目16文字目, 36頁「調査結果」欄2行目ないし3行目, 18行目5文字目ないし19行目, 38頁「調査結果」欄14行目1文字目ないし14文字目, 15行目8文字目ないし14文字目, 17行目最終文字ないし18行目, 20行目ないし22行目, 24行目ないし25行目3文字目, 37行目ないし38行目14文字目, 39頁「調査結果」欄1行目ないし3行目10文字目, 42頁「調査結果」欄1行目, 7行目ないし9行目2文字目</p> <p>(2) 41頁「認定事実」欄不開示部分2行目及び3行目, 43頁「認定事実」欄不開示部分3行目</p> <p>(3) 54頁, 55頁不開示部分の1行目</p>
		② 20頁, 41頁及び43頁「認定事実」欄1行目不開示部分	2号	2	20頁不開示部分2行目及び3行目, 41頁「認定事実」欄不開示部分1行目, 43頁「認定事実」欄不開示部分1行目
		③ 51頁不開示部分	3号イ及びロ, 7号柱書き	3	全て
6	事業場関係資料①	① 2頁, 5頁, 8頁, 9頁, 15頁ないし17頁, 60頁, 84頁ないし88頁, 90頁, 129頁, 139頁, 14	2号	4	<p>(1) 5頁, 15頁(不開示部分の下から1行目1文字目及び2文字目を除く。)ないし17頁, 60頁15行目1文字目ないし21文字目(ルビを含む。), 129頁</p> <p>(2) 49頁ないし53頁, 55頁</p>

		0 頁氏名等, 4 9 頁ないし 5 3 頁及び 1 4 3 頁自署及び印影, 5 5 頁氏名及び印影, 6 2 頁ないし 6 5 頁, 8 1 頁ないし 8 4 頁, 8 6 頁, 8 7 頁, 8 9 頁及び 9 0 頁印影及び 1 4 5 頁聴取者及び電話番号			(3) 8 1 頁ないし 9 0 頁
		② 3 頁, 4 9 頁ないし 5 3 頁, 5 5 頁, 9 7 頁, 9 8 頁, 1 0 0 頁事業主印影	3 号イ	5	全て
		③ 3 頁, 5 頁, 7 頁ないし 1 0 頁, 1 5 頁ないし 1 7 頁, 4 9 頁ないし 5 3 頁, 5 6 頁, 6 0 頁, 8 0 頁, 8 5 頁, 8 9 頁, 9 6 頁, 1 0 2 頁, 1 0 3 頁, 1 2 9 頁ないし 1 4 1 頁, 1 4 4 頁の各不開示部分(①及び②を除く。)	3 号イ及び口, 7 号柱書き	6	(1) 3 頁, 5 頁項番 4 (1) の図及び項番 5 不開示部分 5 行目(職氏名を除く。), 7 頁, 8 頁項番 ⑩ (3) 及び (4), 9 頁項番 ⑩ (3) 及び (4), 1 0 頁, 1 5 頁ないし 1 7 頁, 5 6 頁, 6 0 頁標題及び表頭, 8 0 頁, 8 5 頁, 8 9 頁, 9 6 頁, 1 0 2 頁不開示部分 1 行目ないし 9 行目, 1 0 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 1 1 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 1 0 3 頁不開示部分 1 行目ないし 9 行目, 1 0 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 1 2 9 頁ないし 1 3 3 頁, 1 4 4 頁 (2) 4 9 頁ないし 5 3 頁
		④ 1 4 5 頁聴取内容	2 号, 7 号柱書き	7	—
7	事業場関係資料②	① 2 頁, 1 5 頁, 2 4 頁, 4 0 頁, 4 8 頁, 6 0 頁, 7 1	2 号	8	(1) 3 頁印影 (2) 1 5 頁 6 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 8 行目 1 文字目ないし 6 文字目, 2 4 頁

		頁， 8 3 頁及び 9 2 頁氏名， 3 頁， 4 頁， 1 5 頁， 2 4 頁ない し 2 6 頁， 4 0 頁， 4 1 頁， 4 8 頁， 6 0 頁， 7 1 頁， 7 2 頁， 8 3 頁， 8 4 頁及び 9 2 頁 印影			1 3 行目 1 文字目ないし 6 文 字目， 4 0 頁 5 行目 1 文字目 ないし 6 文字目， 4 8 頁 7 行 目 1 文字目ないし 6 文字目， 6 0 頁 5 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 6 行目 1 文字目な いし 5 文字目， 7 1 頁 5 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 6 行目 1 文字目ないし 1 0 文字 目， 7 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 8 3 頁 2 0 行目 1 文 字目ないし 6 文字目， 9 2 頁 1 4 行目 1 文字目ないし 7 文 字目， 1 5 行目 1 文字目ない し 1 1 文字目， 1 6 行目 1 文 字目ないし 6 文字目
		② 2 4 頁ない し 2 6 頁， 4 0 頁， 4 1 頁， 4 8 頁， 6 0 頁， 7 1 頁， 7 2 頁， 8 3 頁， 8 4 頁及び 9 2 頁 事業主印影	3 号イ	9	全て
		③ a 2 頁及び 3 頁	3 号イ及び ロ， 7 号柱 書き	1 0	(1) 2 頁項番 2 不開示部分 1 行目ないし 9 行目 (2) 3 頁 (3) 4 頁， 1 6 頁， 2 6 頁， 4 1 頁， 4 9 頁， 6 1 頁， 7 3 頁， 8 5 頁 (4) 5 頁， 1 7 頁， 2 7 頁， 4 2 頁， 5 0 頁， 6 2 頁， 7 4 頁及び 8 6 頁の各頁 の標題， 各項目及び議案項番 4 全て (5) 5 0 頁ないし 6 0 頁， 6 2 頁ないし 7 1 頁， 8 6 頁 ないし 9 2 頁 ((4) を除 く。)
		③ b 4 頁ない し 2 4 頁， 2 6 頁ないし 7 1 頁， 7 3 頁ない し 8 3 頁及び 8 5 頁ないし 9 2 頁 不開示部分 (①及び②に係 るものを除 く。)			
1 0	聴取書 等②	① 2 頁住所， 職業， 氏名及び 生年月日， 9 頁 自署及び印影	2 号	1 1	—
		② 1 1 頁ない	3 号イ及び	1 2	(1) 1 1 頁， 1 2 頁及び 2

		し 3 7 頁不開示部分	ロ, 7 号柱書き		9 頁 (2) 1 7 頁
		③ ①及び②以外の不開示部分全て	2 号, 7 号柱書き	1 3	2 頁項番 6 不開示部分 1 行目 1 文字目ないし 2 8 文字目, 3 頁項番 8 不開示部分 1 行目 1 文字目ないし 2 4 文字目, 2 行目 1 3 文字目ないし 3 行目 3 文字目, 5 頁項番 1 2 不開示部分 1 行目 1 文字目ないし 1 4 文字目, 2 7 文字目ないし 2 行目 2 文字目, 3 行目 1 5 文字目ないし最終文字, 項番 1 4 不開示部分 1 行目 1 文字目ないし 2 0 文字目
1 1	聴取書等③	① 2 頁, 1 1 頁, 1 7 頁, 2 3 頁, 3 1 頁, 5 4 頁, 6 3 頁及び 6 9 頁住所, 職業, 氏名及び生年月日, 8 頁, 1 5 頁, 2 1 頁, 2 8 頁, 4 6 頁, 6 1 頁, 6 7 頁及び 7 4 頁自署及び印影, 6 3 頁聴取場所及び 1 0 3 頁氏名	2 号	1 4	6 3 頁聴取場所
		② 4 8 頁ないし 5 2 頁及び 7 7 頁ないし 9 9 頁	3 号イ及びロ, 7 号柱書き	1 5	—
		③ a ①及び②以外の不開示部分全て	2 号, 7 号柱書き	1 6	3 頁項番 6 不開示部分 1 行目 1 文字目ないし 2 6 文字目, 3 行目 2 9 文字目ないし 4 行目 8 文字目, 4 頁項番 8 不開示部分 1 行目ないし 2 行目 9 文字目, 項番 1 1 不開示部分 1 行目ないし 5 頁不開示部分 1 行目 1 0 文字目, 1 1 頁項番 5 不開示部分 1 行目 1 文字目ないし 2 7 文字目, 1 2 頁項番 7 不開示部分 1 行目 1 文
		③ b 4 8 頁, 4 9 頁, 7 7 頁及び 1 0 0 頁 (a を除く。)			

				<p> 字目ないし 2 1 文字目, 項番 9 不開示部分 1 行目 5 文字目 ないし 2 行目, 項番 1 2 不開 示部分, 1 7 頁項番 5 不開示 部分 1 行目 1 文字目 2 0 文字 目, 1 9 頁項番 1 6 不開示部 分 1 行目 1 文字目ないし 2 2 文字目, 2 3 頁項番 4 不開示 部分, 2 4 頁項番 7 不開示部 分 1 行目 1 文字目ないし 2 3 文字目, 項番 1 3 不開示部分 1 行目 1 文字目ないし 2 5 文 字目, 3 行目 1 3 文字目ない し 2 8 文字目, 2 5 頁項番 1 3 不開示部分 1 行目 1 0 文字 目ないし 2 4 文字目, 項番 1 5 不開示部分 1 行目ないし 2 行目 4 文字目, 2 6 頁項番 2 6 不開示部分 1 行目ないし 2 行目 1 8 文字目, 3 3 頁項番 9 不開示部分 1 行目ないし 2 行目 2 1 文字目, 項番 1 0 不 開示部分 1 行目ないし 2 行目 1 9 文字目, 3 4 頁項番 1 3 不開示部分 1 行目ないし 2 行 目, 4 0 頁項番 3 3 不開示部 分 1 行目ないし 2 行目 3 文字 目, 5 4 頁項番 6 不開示部分 1 行目ないし 5 5 頁 1 行目 1 4 文字目, 5 6 頁項番 1 6 不 開示部分 1 行目ないし 2 行目 1 4 文字目, 項番 1 9 不開示 部分 1 行目ないし 2 行目 4 文 字目, 5 7 頁項番 2 1 不開示 部分, 6 3 頁項番 3 不開示部 分 1 行目 1 文字目ないし 2 5 文字目, 項番 4 不開示部分 1 行目 1 文字目ないし 2 5 文字 目, 項番 5 不開示部分 1 行目 ないし 2 行目 2 文字目, 7 0 頁項番 8 不開示部分 3 行目 3 文字目ないし最終文字, 7 1 頁項番 1 3 不開示部分 1 行目 2 7 文字目ないし 3 行目 3 文 </p>
--	--	--	--	---

					字目，項番 1 7 不開示部分 1 行目 1 文字目ないし 2 0 文字目， 4 行目 1 文字目ないし 2 0 文字目， 7 行目 1 0 文字目ないし最終文字， 7 2 頁項番 1 8 不開示部分 1 行目ないし 2 行目 2 6 文字目
1 2	関係資料③	2 4 頁ないし 3 5 頁	3 号イ及びロ， 7 号柱書き	1 7	全て

(当審査会注)

1. 審査請求人は，文書 2（資料一覧），文書 3（関係資料①），文書 8（事業場関係資料③）及び文書 1 3（関係資料④）の不開示部分については開示を求めている。
2. 原処分における不開示部分を含まない文書 4（審査請求人提出資料），文書 5（関係資料②）及び文書 9（聴取書等①）は，記載を省略した。
3. 文書 1 の①，文書 7 の③及び文書 1 1 の③に係る 2 欄の該当箇所の記載方法は，当審査会事務局において整理した。